

## 外貨普通預金規定

### 第1条（口座開設およびご利用条件）

1. 本預金の取引は、お客さまが本規定及び当社所定の書面を確認し、その内容に同意のうえ、当社所定の審査を行い、当社が口座開設を承諾した場合に行えるものとします。
2. 未成年のお客さまおよび書面等を電子交付することにご同意いただけないお客さまは本預金の取引を行うことはできません。ただし、満13歳以上の未成年のお客さまは、親権者または後見人による当社所定の同意手続により、外貨普通預金の取引を行うことが出来ます。本規定に続く未成年者外貨普通預金規定を確認ください。
3. お客さまは、外貨普通預金の仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の責任において本預金の取引を行うものとします。

### 第2条（取扱通貨等）

本預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。

### 第3条（適用レート等）

1. 本預金において、通貨の換算を伴う本預金の預入れまたは払戻し（以下「外貨預金取引」といいます）に適用する外国為替相場は当社所定のレート（以下「取引レート」といいます）とし、当社は、当社所定の時間帯（以下「取引時間帯」といいます）にこれを更新します。
2. 取引レートは、外貨の買付時に適用するレート（以下「買付レート」といいます）と外貨の売却時に適用するレート（以下「売却レート」といいます）とし、その双方を当社ウェブサイト上に表示します。
3. 取引レートには当社所定の為替手数料を含みます。

### 第4条（預入れ）

本預金への預入れは、お客さま名義の円普通預金口座（以下「出金口座」といいます）からの振替によることとし、現金、振込、銀行小切手等による預入れはできません。

### 第5条（払戻し）

本預金の払戻しは、お客さま名義の円普通預金口座への振替によることとし、現金、振込、引落とし等による払戻しはできません。

### 第6条（注文方法）

1. 当社は、当社所定の取引時間帯に、外貨普通預金取引の注文を当社所定の方法で受付け

- ます。
2. 次の各号に該当する場合、当社は、前項に定める取引時間帯の内外にかかわらず注文を受付けません。なお、詳細は、当社ウェブサイト上に掲示します。
    - (1) お客様の指定する注文内容をもとに当社所定の方法により計算した支払相当額が、お客様の指定する出金口座の支払可能額を超える場合
    - (2) その他当社が別途定める場合
  3. 第1項の注文に適用する外国為替相場は、注文受付時点で当社が提示する取引レートとし、当社は、注文受付完了後すみやかに約定処理を行います。当該約定処理の完了をもって外貨普通預金取引は成立します。

#### 第7条（注文の取消し等）

1. お客様は、外貨普通預金取引の成立後は取引内容の変更または取消はできません。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様の注文を執行しないこと、またはお客様の注文により成立した約定の取消し、または訂正を行うことができるものとします。なお、当社が約定の取消しまたは訂正を行った場合、その処理内容についてお客様に通知し、お客様はその内容に従うものとします。
  - (1) お客様が本規定または当社が別途定めるルールに違反した場合
  - (2) システム障害その他の事由により、当社が市場の為替レートと著しく乖離する取引レートを提示した場合
  - (3) システム障害等またはその他の事由により、お客様が指示した注文内容、執行条件と異なる内容で約定または決済した場合、その他処理の過誤が生じた場合
  - (4) 市場における流動性の低下等の理由により、当社のカバー取引先からの為替レートの配信が停止した結果、当社が取引レートを提示ないし更新できなかった場合
  - (5) 市場為替レートの大幅な変動があり、お客様に提示したレートでの約定が困難である場合

#### 第8条（利息）

1. 本預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、当社所定の外貨普通預金利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日、本預金に組入れます。なお、利息を計算する場合、1年を365日とする日割計算とし、補助通貨未満は切捨てます。
2. 前項の利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。

#### 第9条（解約）

1. お客様は、当社所定の手続きに従い本預金口座を解約することができます。

2. 当社は、当社所定の他の規定などにより本預金口座を解約する場合には、当社任意の時点で注文を執行し、その時点の取引レートを適用します。

#### 第 10 条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. 本預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、本預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務（当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務）から相殺されるものとします。
  - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
  - (3) 第 1 号による指定により、当社の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとし、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第 11 条（本預金に係るサービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本預金の内容を変更し、または取扱いの中止もしくは終了することができるものとします。

#### 第 12 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定等により取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

### 第13条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020年6月15日現在）

## 未成年者外貨普通預金規定

### 第1条（口座開設およびご利用条件）

1. 本預金の取引は、親権者または後見人（以下「法定代理人」といいます。）による当社所定の同意手続を得た満13歳以上の未成年のお客さまであって、本規定及び当社所定の書面を確認し、その内容に同意のうえ、当社は当社所定の審査を行い、口座開設を承諾した場合に行えるものとします。
2. 書面等を電子交付することにご同意いただけないお客さまは本預金の取引を行うことはできません。
3. お客さまは、法定代理人のサポートのもとで外貨普通預金の仕組みおよびリスクについて十分理解し、法定代理人およびお客さまの判断と責任において本預金の取引を行うものとします。
4. 法定代理人およびお客さまは、本預金の取引について、第1項による同意手続により民法に定める未成年者取消しを行うことはできません。

### 第2条（取扱通貨等）

本預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。

### 第3条（適用レート等）

1. 本預金において、通貨の換算を伴う本預金の預入れまたは払戻し（以下「外貨預金取引」といいます）に適用する外国為替相場は当社所定のレート（以下「取引レート」といいます）とし、当社は、当社所定の時間帯（以下「取引時間帯」といいます）にこれを更新します。
2. 取引レートは、外貨の買付時に適用するレート（以下「買付レート」といいます）と外貨の売却時に適用するレート（以下「売却レート」といいます）とし、その双方を当社ウェブサイト上に表示します。
3. 取引レートには当社所定の為替手数料を含みます。

### 第4条（預入れ）

本預金への預入れは、お客さま名義の円普通預金口座（以下「出金口座」といいます）からの振替によることとし、現金、振込、銀行小切手等による預入れはできません。

#### 第5条（預入れの制限）

新規で預入れできる金額は、年間100万円の範囲内とします（以下「年間預入限度額」）。年間預入限度額は預入れ時の円貨を基準とし、期間は1月1日から12月31日までの1年間とします。なお、その年の年間預入限度額のうち利用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。本預金を円普通預金口座へ払戻していただいても、年間預入限度額のうち利用した分を再利用することはできません。

#### 第6条（払戻し）

本預金の払戻しは、お客さま名義の円普通預金口座への振替によることとし、現金、振込、引落とし等による払戻しはできません。

#### 第7条（注文方法）

1. 当社は、当社所定の取引時間帯に、外貨普通預金取引の注文を当社所定の方法で受け付けます。
2. 次の各号に該当する場合、当社は、前項に定める取引時間帯の内外にかかわらず注文を受け付けません。なお、詳細は、当社ウェブサイト上に掲示します。
  - (1) お客さまの指定する注文内容をもとに当社所定の方法により計算した支払相当額が、お客さまの指定する出金口座の支払可能額を超える場合
  - (2) その他当社が別途定める場合
3. 第1項の注文に適用する外国為替相場は、注文受付時点で当社が提示する取引レートとし、当社は、注文受付完了後すみやかに約定処理を行います。当該約定処理の完了をもって外貨普通預金取引は成立します。

#### 第8条（注文の取消し等）

1. お客さまは、外貨普通預金取引の成立後は取引内容の変更または取消はできません。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの注文を執行しないこと、またはお客さまの注文により成立した約定の取消し、または訂正を行うことができるものとします。なお、当社が約定の取消しまたは訂正を行った場合、その処理内容についてお客さまに通知し、お客さまはその内容に従うものとします。
  - (1) お客さまが本規定または当社が別途定めるルールに違反した場合
  - (2) システム障害その他の事由により、当社が市場の為替レートと著しく乖離する取引レートを提示した場合
  - (3) システム障害等またはその他の事由により、お客さまが指示した注文内容、執行条件と異なる内容で約定または決済した場合、その他処理の過誤が生じた場合
  - (4) 市場における流動性の低下等の理由により、当社のカバー取引先からの為替レートの配信が停止した結果、当社が取引レートを提示ないし更新できなかった場合

- (5) 市場為替レート的大幅な変動があり、お客さまに提示したレートでの約定が困難である場合
- (6) お客さまの注文の約定により、年間預入限度額を超える場合

#### 第9条（新規預入れの停止及び再開）

1. 法定代理人からお客さまの利用停止の申入れがあった場合、新規預入れを停止いたします。この場合において、当社がお客さまの利用停止の申入れを受け付けたときに、本預金の取引に関する法定代理人の同意の撤回がなされたものとみなします。
2. お客さまは、前項の新規預入れの停止中において、当社所定の同意手続を行うことによって、新規預入れの再開の申入れをすることができます。この場合において、当社は所定の審査を行い、当社が承認した場合に新規預入を再開します。

#### 第10条（利息）

1. 本預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、当社所定の外貨普通預金利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日、本預金に組入れます。なお、利息を計算する場合、1年を365日とする日割計算とし、補助通貨未満は切捨てます。
2. 前項の利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。

#### 第11条（成年到来時について）

1. お客さまが成年を迎えられる日の午前0時をもって、お客さまの手續なく通常の外貨普通預金に切り替わります。
2. 通常の外貨普通預金への切り替えにより年間預入限度額の制限は終了します。

#### 第12条（解約）

1. お客さまは、当社所定の手続きに従い本預金口座を解約することができます。
2. 当社は、当社所定の他の規定などにより本預金口座を解約する場合には、当社任意の時点で注文を執行し、その時点の取引レートを適用します。

#### 第13条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. 本預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、本預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手續きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順

順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務（当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務）から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
- (3) 第1号による指定により、当社の債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとし、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第14条（本預金に係るサービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本預金の内容を変更し、または取扱いの中止もしくは終了することができるものとします。

#### 第15条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定等により取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

#### 第16条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

(2020年6月15日現在)